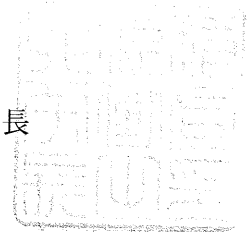


関係団体各位

厚生労働省北海道労働局長



第 13 次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設）における労働災害防止対策の推進について（協力要請）

労働安全衛生行政の推進にあたり、日頃から格別の御支援と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、本年度（2018年度）から2022年度までの5年間を計画期間とする第13次労働災害防止計画が策定され、全産業の労働災害に占める割合が年々増加している第三次産業のうち、特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設及び飲食店については、休業4日以上死傷者数を2017年と比較して2022年までに5%以上の減少目標が掲げられ、重点的な取組が求められています。

これらの業種の労働災害発生状況を見ると、複数の店舗、施設を展開する企業・法人傘下の事業場での災害も多く見られており、また、店舗や施設の安全衛生の取組を見ると安全衛生担当者が配置されていないなど体制が脆弱であることから、本社・本部主導による企業・法人全体の効果的な取組として水平展開することが有効です。

このため、厚生労働省では、引き続き、中央労働災害防止協会とともに、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を主唱し、経営トップの参画の下、本社・本部主導による自主的安全衛生活動の推進を図ることとしました。

つきましては、貴団体におかれましても安心して働ける安全な職場環境の実現に向けて、傘下会員に対し、上記推進運動を周知していただくとともに趣旨を御理解の上、取り組んでいただきますよう特段の御配慮をお願いします。

また、6月は「STOP!転倒災害プロジェクト」の重点取組期間ですので、これにつきましても併せて傘下会員に対する周知等について特段の御配慮をいただきますよう重ねてお願いします。

なお、北海道労働局ホームページに「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動リーフレット」及び小売業、社会福祉施設、飲食店における職場の危険箇所の除去、作業方法等の改善、労働者の危険に対する感受性・注意力の向上を図った8つの先進的な事例を紹介した「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の先進的な取組事例集」を掲載しておりますので御活用願います。

（担当）安全課 安全専門官
（電話 011-709-2311 内線 3554）

【北海道労働局ホームページ掲載場所】

ホーム> 各種法令・制度・手続き> 安全衛生関係> 安全関係> 労働
災害防止について> 第三次産業の労働災害防止について

北海道労働局 第三次産業

検索